

TOPIC

社会保険に入る事業所

■従業員が入社すると、社会保険・労働保険ではいろいろな手続きをする必要があります。最初に資格取得の手続きをしなければなりません、その前に、会社（事業所）自体が社会保険・労働保険に入っていないといけません。

■そこで今回は、まず、どんな事業所が社会保険に入らないといけないか、についてです。

＜強制適用＞

- 法人の事業所（業種・人数関係なく）
- 適用業種である個人の事業所で従業員5人以上

＜任意適用＞

- 適用業種である個人の事業所で従業員5人未満
- 適用業種でない（非適用業種の）個人の事業所（人数関係なく）

■ここでいう『非適用業種』とは、以下の通りです。

1. 農林水産業
2. サービス業のうち旅館、料理店、飲食店等
3. 法務業（弁護士、税理士等の事務所）
4. 宗教業（寺院、神社、教会等）

■強制適用事業所は強制的に社会保険に入ることになりますが、任意適用事業所は、入る（適用）のも脱ける（脱退）のも要件があります。

その要件とは、

▼任意適用は、『社会保険に入るべき者の2分の1以上の同意』が必要

▼任意脱退は、『社会保険に入るべき者の4分の3以上の同意』が必要

▼そのうえで、それぞれ、厚生労働大臣の認可を受ける

■ここで注意したいのは、要件を満たしても、それぞれの認可申請をするかどうかは、事業主の任意だということです。

ですから、従業員の方が希望しても事業主が「いやだ」と言えば、申請はできません。

■また、同意をしなかった者の取り扱いですが、これは、

- ・同意しなかった者も含めて、社会保険に入るべき方は全員入る
- ・同意しなかった者も含めて、全員脱退することとなります。

■適用の手続きは、

- ・新規適用届（他諸届出用紙とセットになっています。年金事務所でもらえます。）
- ・任意適用脱退届を年金事務所に提出します。

大事なお知らせ

1. 健康保険・介護保険料率について

平成26年9月から、厚生年金保険料率に変更になりました。健康保険関係料率は、今までと同じ額です。（長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。）

（健康保険	4. 9 2 5 %
+（介護保険	0. 8 6 %
健康保険	5. 7 8 5 %
厚生年金	8. 7 3 7 %

変更

雇用保険 0. 5 %（建設0. 6 %）

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）10月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、9月1日以降支給する分から変更してください。

賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度（4／1～翌年3／31）の累計額540万円、厚生年金は1回（同月2回以上支給の場合合算で）150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40～64歳までです。

今月の付録

2. 社会保険料一覧表について

厚生年金保険料率が変わっていますので、社会保険料一覧表をお送りします。

各お客様の給与計算に間に合うように順次発送等していきますので、お待ちください。

なお、基礎算定の結果も反映されます。料率だけでなく等級が変更になる従業員さんもいらっしゃるので、ご注意ください。

3. 最低賃金引き上げ

報道等されているので、ご存知の方も多いと思いますが、長野県の最低賃金額がこの10月1日より引き上げられます。

1時間当たり 現在：713円

↓

10/1～：728円

実に、15円の引き上げです。

次号の「TOPIC」で取り上げたいと思いますが、これは、10月1日以降支払いの分ではなく、10月1日以降の労働時間にかかる分からです。ご注意ください。

助成金だより

「業務改善助成金」

■概要

- ①最低賃金以上で時間給換算 800 円未満の従業員がいる場合、一番低い人の時間給相当額を 40 円以上引き上げる。
 - ②引き上げた額をその会社等の最低賃金額として、それより低い他の従業員がいれば、そこまで引き上げる
 - ③業務改善となるような設備投資等（設備・機器・車両等購入、システム構築、改装など）を行う
- ①～③を行うと、
- ▼30人超企業→設備投資等の額の 2分の1 助成
▼30人以下企業→ // 4分の3 助成
(ただし 最高 100万円)

■予算が終わると受け付けも終了します。

今年度ももう半年となります。予算の終了も予想されますので、お問い合わせはお早目どうぞ。

■今回は、9月1日から適用となっている、社会保険料額表（長野県）を付録とします。

見にくい場合は、厚生労働省等のホームページ上にもありますので、そちらで取り出してみてください。

【今月の名言】

●世に教訓をする人は多し。教訓を悦ぶ人はすくなし。まして教訓に従ふ人は稀（まれ）なり。

（葉隠／佐賀鍋島藩・山本常朝）

●一日だけ幸せでいたいならば、床屋にいけ。

一週間だけ幸せでいたいなら、車を買え。

一ヶ月だけ幸せでいたいなら、結婚をしろ。

一年だけ幸せでいたいなら、家を買え。

一生幸せでいたいなら、正直でいることだ。

（あとがき）

もう9月ですが、今年の夏はどこへ行ってしまったんでしょうか？一瞬夏かな、と思ったのも束の間、あっという間に梅雨のようになってしまいました。残念な限りです。

ただ、夏は食欲が出て仕方がなく毎年夏太りしていましたが、今年はそこまで食欲も出ず、体重をキープしています。

健康診断前のこの時期は特に気をつけねば。

&

一番下の子も、体格が立派なので気をつけさせねば。

（キムラ）

たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaiei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

- 山の便り -

先日 木曾^{おんげさん}の御岳山^(3067m)に 行て
きました。

雨もふらず 風もふかず 陽もあたらぬ
涼しい日でした。雲ばかりで 景色も見えせん。

ロープウェイを利用するから 日帰りでも
大丈夫と計画を立てましたが ロープウェイ
を降りた所が7合目で そこから 普通は
3時間で頂上 というコースです。

私たちに 1.5倍もかかり 登りに 4時間半。
下りは 2時間45分 計 7時間もかかりました。

とくに下りは ロープウェイの最終から 5時
前まで ころころように 下りて きました。

足は パンパンで 筋肉痛です。

中高年は 日帰りコースも 泊りで
いけば 登れる山も ふえろと思います。

御岳山は 信仰の山で そのように

开とか 石塔があり 万延20年 建之と
刻んで あるのも あり。

江戸の終りころから 建てていることに 気がす。

中には うしろに 刻れかかっているのや

前の石塔^に 寄りかかっているのそあり
石も 長い間には 重くこた

わたりす。



頂上で 休んていたら 蒼白い顔をして
50代の男の人が 私に「写真をとてください」
と言ったので 撮って あげたが 汗だらけ
で ハハハで どこか 病気の 人かな? と

思いました。

早く 治る ように 願をかけて 登ってきた
感じでした。

若い人たら (山ガール多) 家族 ぽい
多くいました。

山小屋も いっぱい あるので 安心です。

私たちに 1:30 に 下りて くれたか
夕方 3時ころ 登ってくる人が

いて 今夜は 小屋泊り との事でした。

小さい子 どもも ええよく

登て きました。 いい 山 泊り でした。



平成26年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔 健康保険料率：平成24年3月分～ 適用 厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分 適用
介護保険料率：平成26年3月分～ 適用 児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用 〕

(長野県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
				9.85%		11.57%		17.474%※		17.688%※	
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
			円以上 円未満								
1	58,000	1,930	～ 63,000	5,713.0	2,856.5	6,710.6	3,355.3				
2	68,000	2,270	63,000 ～ 73,000	6,698.0	3,349.0	7,867.6	3,933.8				
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000	7,683.0	3,841.5	9,024.6	4,512.3				
4	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000	8,668.0	4,334.0	10,181.6	5,090.8				
5(1)	98,000	3,270	93,000 ～ 101,000	9,653.0	4,826.5	11,338.6	5,669.3	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
6(2)	104,000	3,470	101,000 ～ 107,000	10,244.0	5,122.0	12,032.8	6,016.4	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
7(3)	110,000	3,670	107,000 ～ 114,000	10,835.0	5,417.5	12,727.0	6,363.5	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
8(4)	118,000	3,930	114,000 ～ 122,000	11,623.0	5,811.5	13,652.6	6,826.3	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
9(5)	126,000	4,200	122,000 ～ 130,000	12,411.0	6,205.5	14,578.2	7,289.1	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
10(6)	134,000	4,470	130,000 ～ 138,000	13,199.0	6,599.5	15,503.8	7,751.9	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
11(7)	142,000	4,730	138,000 ～ 146,000	13,987.0	6,993.5	16,429.4	8,214.7	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
12(8)	150,000	5,000	146,000 ～ 155,000	14,775.0	7,387.5	17,355.0	8,677.5	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
13(9)	160,000	5,330	155,000 ～ 165,000	15,760.0	7,880.0	18,512.0	9,256.0	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
14(10)	170,000	5,670	165,000 ～ 175,000	16,745.0	8,372.5	19,669.0	9,834.5	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80
15(11)	180,000	6,000	175,000 ～ 185,000	17,730.0	8,865.0	20,826.0	10,413.0	31,453.20	15,726.60	31,838.40	15,919.20
16(12)	190,000	6,330	185,000 ～ 195,000	18,715.0	9,357.5	21,983.0	10,991.5	33,200.60	16,600.30	33,607.20	16,803.60
17(13)	200,000	6,670	195,000 ～ 210,000	19,700.0	9,850.0	23,140.0	11,570.0	34,948.00	17,474.00	35,376.00	17,688.00
18(14)	220,000	7,330	210,000 ～ 230,000	21,670.0	10,835.0	25,454.0	12,727.0	38,442.80	19,221.40	38,913.60	19,456.80
19(15)	240,000	8,000	230,000 ～ 250,000	23,640.0	11,820.0	27,768.0	13,884.0	41,937.60	20,968.80	42,451.20	21,225.60
20(16)	260,000	8,670	250,000 ～ 270,000	25,610.0	12,805.0	30,082.0	15,041.0	45,432.40	22,716.20	45,988.80	22,994.40
21(17)	280,000	9,330	270,000 ～ 290,000	27,580.0	13,790.0	32,396.0	16,198.0	48,927.20	24,463.60	49,526.40	24,763.20
22(18)	300,000	10,000	290,000 ～ 310,000	29,550.0	14,775.0	34,710.0	17,355.0	52,422.00	26,211.00	53,064.00	26,532.00
23(19)	320,000	10,670	310,000 ～ 330,000	31,520.0	15,760.0	37,024.0	18,512.0	55,916.80	27,958.40	56,601.60	28,300.80
24(20)	340,000	11,330	330,000 ～ 350,000	33,490.0	16,745.0	39,338.0	19,669.0	59,411.60	29,705.80	60,139.20	30,069.60
25(21)	360,000	12,000	350,000 ～ 370,000	35,460.0	17,730.0	41,652.0	20,826.0	62,906.40	31,453.20	63,676.80	31,838.40
26(22)	380,000	12,670	370,000 ～ 395,000	37,430.0	18,715.0	43,966.0	21,983.0	66,401.20	33,200.60	67,214.40	33,607.20
27(23)	410,000	13,670	395,000 ～ 425,000	40,385.0	20,192.5	47,437.0	23,718.5	71,643.40	35,821.70	72,520.80	36,260.40
28(24)	440,000	14,670	425,000 ～ 455,000	43,340.0	21,670.0	50,908.0	25,454.0	76,885.60	38,442.80	77,827.20	38,913.60
29(25)	470,000	15,670	455,000 ～ 485,000	46,295.0	23,147.5	54,379.0	27,189.5	82,127.80	41,063.90	83,133.60	41,566.80
30(26)	500,000	16,670	485,000 ～ 515,000	49,250.0	24,625.0	57,850.0	28,925.0	87,370.00	43,685.00	88,440.00	44,220.00
31(27)	530,000	17,670	515,000 ～ 545,000	52,205.0	26,102.5	61,321.0	30,660.5	92,612.20	46,306.10	93,746.40	46,873.20
32(28)	560,000	18,670	545,000 ～ 575,000	55,160.0	27,580.0	64,792.0	32,396.0	97,854.40	48,927.20	99,052.80	49,526.40
33(29)	590,000	19,670	575,000 ～ 605,000	58,115.0	29,057.5	68,263.0	34,131.5	103,096.60	51,548.30	104,359.20	52,179.60
34(30)	620,000	20,670	605,000 ～ 635,000	61,070.0	30,535.0	71,734.0	35,867.0	108,338.80	54,169.40	109,665.60	54,832.80
35	650,000	21,670	635,000 ～ 665,000	64,025.0	32,012.5	75,205.0	37,602.5				
36	680,000	22,670	665,000 ～ 695,000	66,980.0	33,490.0	78,676.0	39,338.0				
37	710,000	23,670	695,000 ～ 730,000	69,935.0	34,967.5	82,147.0	41,073.5				
38	750,000	25,000	730,000 ～ 770,000	73,875.0	36,937.5	86,775.0	43,387.5				
39	790,000	26,330	770,000 ～ 810,000	77,815.0	38,907.5	91,403.0	45,701.5				
40	830,000	27,670	810,000 ～ 855,000	81,755.0	40,877.5	96,031.0	48,015.5				
41	880,000	29,330	855,000 ～ 905,000	86,680.0	43,340.0	101,816.0	50,908.0				
42	930,000	31,000	905,000 ～ 955,000	91,605.0	45,802.5	107,601.0	53,800.5				
43	980,000	32,670	955,000 ～ 1,005,000	96,530.0	48,265.0	113,386.0	56,693.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ～ 1,055,000	101,455.0	50,727.5	119,171.0	59,585.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ～ 1,115,000	107,365.0	53,682.5	126,113.0	63,056.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ～ 1,175,000	113,275.0	56,637.5	133,055.0	66,527.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ～	119,185.0	59,592.5	139,997.0	69,998.5				

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

- 一般の被保険者の方 …12.474%～15.074%
- 坑内員の被保険者の方…12.688%～15.288%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.85%)に介護保険料率(1.72%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成26年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。